裁判資料との遭遇

歴史の研究において、新たな資料の発見が、思わぬ展望を開くことがある。私にとって、松山地方裁判所の資料との出会いは、新たな研究の扉を開いた。

ことの起こりは、今をさかのぼる二十年まえ、師の熊谷開作先生が松山に来られたことだった。先生は松山地裁に立ち寄り、所蔵する明治期の『民事事件簿』を閲覧したいと申し出た。最初裁判所の係官は面喰らって、「空襲で焼けたから、戦前の資料はない」と、一旦は断わられた。しかし存在を確認したのか、あとから、「いや書庫に保存されているのだが、正式の申請がないとお見せできない」と訂正した。

いずれにしても、正式の申請と許可（裁判官会議を開いて決めるのだそうだ）がいるとなると、一朝一夕には無理で、私の出番となった。閲覧申請書を作成、学部長の印をもらって提出し待っていると、だいぶん経ってから許可がでたと知らせがあった。

『民事事件簿』（明治十四年以降）の調査はやっかいだった。虫食いのため癒着しているのを、一枚一枚はがしながら、係属した事件の統計をとっていった。これは、根気がいるばかりで、あまり面白い作業ではなかった。しかし、ついでに見せていただければとお願いした『判決原本』のほうは、私にとって宝の山となった。和紙に毛筆で書かれているので、読むのに骨が折れたが、明治の松山治安裁判所や始審・地方裁判所に係属した事件のナマの記録がそこにあった。

たとえば、道後松ケ枝町の芸娼妓の解放を求める裁判があった。「庄屋抜地」なる土地をめぐる一連の事件の記録があった。離婚や養子離縁をめぐる裁判の記録も含まれていた。その他、水利や漁場をめぐる争いの記録もあった。私は裁判所に日参しながら、夢中でそれらを筆写していった。